

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

世界大競争と自動車大競争

伊勢 太郎……………2

まず実態を正確につかみ合おう

自治体労働運動研究会……………3

—自治体労働者運動の今日的課題(上)—

「改革」の現状と我々の教育要求

横堀 正一……………8

—橋本「教育改革」との対決を(下)—

大量失業時代の始まり

労働運動研究班……………12

労働運動再生への集いにご参加を!

—第五回地域労働運動全国交流集会—……………14

読者からのおたより……………16

旬刊 社会通信

NO. 704

一九九八年六月一日号

一九九八年六月一日発行
(毎月一日・二日・二三日三回発行)

世界大競争と自動車大戦争

世界の大企業ランキングの上位を独占するのは、どの国の企業か。昨今の新聞で国境を越えた合併が報じられている自動車会社じゃって。ちがうんだよね。日本の商社が上位十社中六社を占め、自動車会社はGM(第五位)、フォード(第七位)、そして石油会社のエクソン(第八位)、ロイヤル・ダッチ・シェル(第十位)。日本の巨大企業はトヨタ(第十一位)、日立(第十三位)、日生(第十四位)、NTT(第十六位)、松下(第十七位)、ニッサン(第二十三位)……。

資本のグローバル化(世界化)が喧伝されて約十年。その間、世界的大合併をくり返したのは航空、通信、金融というサービス業界だった。ところが大合併の嵐は製造業の中心自動車工業におし寄せた。ダイムラー・ベンツと米ビッグスリーの一翼クライスラーの合併だ。ダイムラー・ベンツは世界ランキング二十位、自動車会社では四位、クライスラーは同二十九位、六位のまさに巨大企業中の大企業。両者の合併で自動車業界でも三位の大企業になる。ちなみにトヨタ自動車は、業界では第四位、世界企業では第十二位。同社年間売上高は約十三兆円である。

日本版ビッグバンで銀行・証券・保険の大再編成のゆくえが日本産業界の関心事だったが、世界の集中・合併劇は日本国内の思惑をはるかにこえ進行していることを劇的に示した。

世界の自動車会社はアメリカのビッグスリー(GM、フォード、クライスラー)、フランス二社(ルノー、プジョー)、イタリアの一家(フィアット)、イギリス三社(ロールス・ロイス、ローバー、ジャガー)、スペイン一家(セアト)、ドイツ四社(ダイムラー・ベンツ、フォルクス・ワーゲン、BMW、オペル)、スウェーデン一家(ボルボ)、そして日本十社(トヨタ、マツダ、ニッサン、ホンダ、三菱、マツダ、スズキ、フジ、ニッサン・ディーゼル、いすゞ)、韓国四社(現代自動車他)。今度のダイムラー・ベンツ、クライスラーの合併、その後明らかになったフォルクス・ワーゲンとロールス・ロイスの合併さらにはダイムラー・ベンツと日産ディーゼル・日産自動車の合併交渉、フォード・起亜自動車(韓国)の集中・合併劇で製造業の中心たる自動車業界は米・独・日を中心に新たな再編劇に入った。

中心はGM、フォード、ダイムラー、そして日本のトヨタ。GMはすでにいすゞ、ドイツのオペル、フォードはマツダ、ドイツのフォルクス・ワーゲンはスペインのセアト、そして今回イギリスのロールス・ロイス、すでにローバー、今、ダイムラー・ベンツがアメリカのクライスラー、日本の日産ディーゼル(日産自動車)を傘下におくことになった。

こうして、世界の自動車業界はアメリカのGM、フォード、ドイツのダイムラー・ベンツ、日本のトヨタを中心に大再編の時代に入った。目下のところ、三菱が「負け組」にホンダは「勝ち組」におかれている。しかし、ホンダは一自動車会社。三菱は日本の巨大資本の一会社でホンダとは位が違う。もつとも困難な局面に立つのがこれまた「負け組」の日産だ。自動車業界はすでに過剰生産時代で国内では三百万台。世界的には二千五百万台である。

(伊勢太郎)

まず実態を正確につかみ合おう

—自治体労働者運動の今日的課題(上)—

四月二五日から三日間、自治体労働運動研究会は「リゾート伊豆」(旧国労教育センター)で第一回全国自治体労働運動研究交流集会をおこなった。全国から二百名弱の自治体労働者が参加し、「資本主義の現段階と社会主義」(伊藤誠国学院大学教授)、「労働運動の現状と課題」(吉原節夫「国際労働運動」前編集長)の二つの講演で頭をリフレッシュしながら、全体研究会として(1)地方行革と地方分権、(2)公務員賃金と行革、(3)公的福祉と行革についてレポートのあと、五つの分科会—(1)地方分権と行革、(2)地方行革と公的福祉、(3)賃金合理化と労務管理、(4)女性の働く権利、(5)入門自治体財政分析—で熱心な論議がおこなわれ、あらたな情勢下の自治体労働運動の任務と課題が明らかにされた。

おりしも伊豆は「ナマズ」がうごめき 揺れた!“ 中での交流研究会。この交流研究会はやがて日本労働運動を揺り動かす震源地となることは間違いない。以下に掲載するのはこの集会での基調提起である。

(編集部)

吹き荒れる「自治体版リストラ」攻撃

いま、自治体版リストラ攻撃が、吹き荒れている。いかに効率的で安上がりでの行政運営に徹するか、攻撃の中身はいたって単純である。

人件費抑制 第一に、人件費を抑制することである。人件費 \parallel 賃金 \times 要員数であるから、あの手この手を使って賃金を切り下げ、定員・要員の削減が進められる。しかし、住民の行政需要が減少しているわけではなく、逆に住民の行政要求は増大、多様化している中で、その需要にこたえるためには、臨時職員やパート労働者など低賃金で不安定な非正規労働者が増えていくことになる。退職者を再雇用する制度もある。兵庫県下のある町役場では、役場で働くうち約半数がいわゆる非正規職員で占められるという事態も生まれている。

行政のスリム化 第二は、行政自体をスリム化することである。国の施策である行政改革や地方分権とも絡んで、「国と地方の役割分担」、「県と市町村の役割分担」と、複雑な様相を呈しているが、「住民の身近な問題は、住民に身近な自治体で」と、国から県へ、県から市町村へ仕事が移っていく。権限委譲、事務委譲である。「住民に身近な問題」とは、実際は県職員が嫌がる仕事だという町職員の裏話もあるが、住民に切実な福祉の問題であり、環境の問題等々である。しかし仕事が移るのと一緒に、「ヒトとカネ」が移るわけではない。すなわち、財源的な裏付けがないという大問題がある。

だったら、財政力の乏しい市町村はどうなるのか。一つは広域行政(その極が市町村合併)である。全国でダイオキシンの問題となっているが、焼却炉を完備しようとすれば、莫大な費用がかかる。そこでいくつかの町村が共同(一部事務組合)で、ゴミ対策 \parallel 収集・焼却などを考え、実施するということになる。しかし、やはりそれでも財政力には限界があり、かつ、一部事務組合ではいざというときに誰が運営や管理責任をとるのか不明なのである。本来ならば、ゴミ問題こそ、製造者責任を含めて、国や県がきちっと責任をとるべき課題なのである。

民間活力導入 今一つは、民間活力の導入である。市町村段階に限らず、「官と民の役割分担」という名で国や県でも推進されているが、民営化（民間委託）であり、派遣労働者の受け入れでもある。体のよい切り捨てである。いずれにしても自治体労働者は「職場確保」から「労働条件」まで攻撃にさらされ、翻弄されている。この事態は地方自治体や、住民にどんな結果をもたらすであろうか。政府をはじめ支配者側は何を狙っているのだろうか。

名ばかりの地方分権

中央統制の強化 国に財政、すなわち権力を集中し、地方分権とは名ばかりで中央統制が強化され、県はますます中二階的性格を強め、政治が国民生活から遊離していく。市町村は「基礎的自治体」へ再編成される。おおむね、小選挙区単位というから、現在約三〇〇〇という自治体が三〇〇へ集約されるということである。都道府県は「道州制」への統合だ。国家からみた効率性の追求という地方再編成である。交通網の整備、そしてコンピューターシステムを使った情報管理などは、いつそう効率性を高める役割を果たす。

さらに忘れてならないのは、このような自治体再編と同時に進む住民管理、それも個人管理である。国民背番号制は、年金番号や住民登録台帳をもとに、すでに準備はととのっている。あとはいつゴーサインを出すかである。プライバシーなんぞあったものではない。この住民管理、自治体統制と現在準備されている有事法制が結びつけばどうなるか。これは私の考え過ぎなのであろうか。

進む福祉切り捨て このような支配者側の思惑が、簡単に進むとは思わないが、社会保障制度など住民生活そのものに対する公的責任の放棄、福祉の切り捨てだけは着実に進んでいる。憲法第二五条だけでなく、憲法の「国民の権利」を保障する「公」（国、自治体）の役割の放棄ということである。

地方分権推進委員会は、行政の画一性、公平性を排除し、自治体の施策に独自性、選択制をとり入れるという。行政にすべてを要求するのは甘えであり、かつ無理な注文だ。乏しい財源の中で施策に順位をつけ、選択せよ。それが自治だというわけである。

財源とは何か。それは私たちの税金である。それを国と自治体でどう配分するか。また、どんな政策にどう使うかは、私たち国民の問題である。財政赤字、それは国民の責任ではない。地方自治の確立とは、住民の立場に立って、国と対決し、主体性を発揮することだ。「沖繩」の闘いに学ぶ必要がある。

市町村合併の帰結 また市町村合併は何をもたらすか。大きいことはいいことだろうか。阪神・淡路大震災は巨大都市、政令指定都市の矛盾を暴露した。市長は知事同様、住民からは遠い存在だ。行政区には区長がいるが、独自性、主体性が発揮される制度もない。

町村合併は、たとえば四町合併し市に昇格したとしても役場は一つになる。議会も一つになる。まず住民から様々な意味で「遠く」なる。職員数、議員数も必ず減る。さらに過疎地帯では、「働く場」がなくなることを意味する。N T T、郵便局、食糧事務所、農協等の統廃合がどのような形で進み、何をもたらしたかを見れば明らかではなからうか。

自治体労働者・運動の現状

以上、「自治体」リストラの概要についてみてきた。自治体及び関連労働者、そして住民にとって踏んだりけつたり事態が進んでいる。そしてこれらの攻撃は、高度成長期から「全総」「新全総」あるいは「列島改造」として資本にとっての国土有効利用としてあった。そして、八〇年代中曾根臨調として一歩進んだ。

自治労運動の弱点 自治労は、自治体労働者の組織として、組合員の生活と権利を守るだけではなく、自治を担う主体として地方自治、住民自治の確立・発展のため闘ってきた。しかし今はどうか。大きく闘う姿勢が後退しているのではなからうか。

実は、全国各地で自治体労働者の闘い、そして住民運動として自治体リストラに反対する闘いがある。しかし、それらを共同闘争、統一闘争として組み上げていく組織、姿勢がないところに、現在の最大の弱点がある。それは産別としての自治労の責任である。だが自治労の悪口だけではすまない。現情勢をどうとらえるのか、今までの運動、闘いはどうであったのか、私たち自身の自己批判と構えも問い返す必要があるようである。それは自治労をかえていく闘いでもある。いくつか私の経験、そして兵庫の狭い視野であるが私たち自身の弱さの経過をたどってみたい。

県立病院医事課での経験 病院には医事課という部門がある。外来、入院の受付や診療請求、支払いの仕事である。レセプト処理は「昔」は手作業が主で支払基金に請求する時期は徹夜残業の連続であった。単純業務であり、率直にいうとあまり人気のある職場ではないが、専門的な要素もあった。そこへコンピュータが導入された。労働組合は人減らしにつながる、眼疾など職業病発生の危険があると、反対、慎重の姿勢をとるが、職場の仲間の多くは少しでも楽になればと導入に賛成である。結局、一定の歯止めをかけて導入を認めた。しかし、機械が入って楽になるわけではなく、健康破壊が相次ぎ、人員増や新たな歯止めを求めたが、当局は下請けの逆提案を出した。その提案理由の最後に「職員健康管理のために」とあったのは印象的だ。「職業病の下請けだ」と反対したが、結局医事課は何人かの管理的職員を残して、民間医療事務専門会社が入っている。

その後、会社に労働組合が結成され、自治労に加盟した。賃金は正規社員で残業手当を入れても県職員の三分の二にも満たない、そして初任給も昇給の基準もないというものであった。嘱託、パートと雇用形態も様々であり、男女差別は当たり前という会社である。

当然のごとく賃金アップをはじめ、待遇改善の動きが出てきた。闘い、そしてその結果一定成果が上がると、いっそうの団結強化へと結びつく。しかし、県と会社の契約、委託料という枠内での待遇改善は限界にぶつかると。会社は利益のハキ出しとなり、組合敵視が強くなる。組合は県、病院に委託料引上げを求めるが、会社との契約を盾に団交には応じない。

そして会社内の労使問題にとどまっていた段階では放置していた病院は、ホコ先が直接自分に向いてくると会社との契約破棄、契約の自由競争入札という脅しをかけてきている。私がかかわってきた県立病院の医事課の流れである。

私たちの職場闘争、反合理化闘争とは実はこのような経過をたどっている。コンピュータ機器など機械導入時には、その問題点について討論し、反対闘争を展開するが、いったん導入されると、点検、摘発の闘いは弱くなる。この病院の場合、その職場全体が民間会社に委託されたことで終わっている。たしかに委託反対の闘いはあったが、負けたので

ある。だったら次の段階は、すなわち委託労働者どう連帯するか、その方針がない。

私たちはこのような闘いの経過について、大胆に整理、総括する段階にきている。

保育職場の現状 次の例である。現在兵庫県下、市町の保育所の統廃合、民間委託化が急速に広がり、問題となっている。単組段階ではストライキを含む大衆行動が展開されたり、該当保育所の組合員を軸とした全組合員参加による住民署名運動で、市民Ⅱ住民の三分の二以上の反対署名を集めるなど素晴らしい闘いが展開されている。労働組合運動が停滞している中でも、単組段階ではたくましい闘いが存在している。しかし、市や町当局の姿勢はかたくなであり、合理化貫徹の姿勢を崩そうとはしていない。

七〇年代当初、春闘が国民春闘と呼ばれた時代、「ポストの数ほど保育所を」というスローガンがあった。資本の側の雇用対策もあつたろうが、労働運動の高揚である。当時、保育所現場の課題は腰痛や頸肩腕障害などの職業病であり、保育配置基準であつた。長時間保育（延長保育など）と長時間保育労働が問題とされるようになったのもこの時期である。それらの闘いの結果、正規保育も増えたが、臨時やパートの保育も増えていった。そして今、民間委託化の全面攻撃である。その背景には、政府の進める財政構造改革や児童福祉法改悪がある。社会保障費の伸びは自然増を含めて抑える、その一つとして保育所の設置、運営に対して法・制度による規制（保護）は見直す。国からの助成は削る。公立から民間主体の保育所へ、保育配置基準の緩和（児童定数の緩和、無資格者の導入）、保育料の自由化という全面的なものである。

少子化社会といわれる中で、幼保一元化を含めて保育所もすでに自由競争の時代に入っている。これに過疎過密の状況が複雑に絡んでおり、過疎地帯では公的保育所の設置・運営は、財政状況を含めて危機である。

教訓、課題、そして指針

先述した公的病院の合理化問題も、独立採算性の強化という背景がある。この病院や保育所などの現状から、私たちは何を学び、今後の指針にしていく必要があるのか。

教訓・その一 第一は、「本工」労働運動、「多数派」運動からの脱皮である。反合理化闘争、職場闘争の結果、自治体職場には、非正規労働者が存在する。臨時職員、嘱託、パート、アルバイト、そして民間委託会社、派遣労働者等々である。「本工」労働者が闘わなかったわけではない。精一杯闘い、様々な条件をつけたものの、「敗北」したのである。だが、結果的には、この非正規労働者の犠牲の上に、「本工」労働者が成り立っている。非正規労働者の賃金、労働条件をみるだけで明らかである。

「多数派」労働運動とは何か。歴史をたどってみると自治体労働者切り捨てという面では、現業労働者が矢面に立たされてきた。庁舎等管理、道路整備、清掃、給食等あらゆる部門である。「技能労務職」「単純労務」といわれるように、そこには様々な差別がある。だが、自治体労働の歴史は、このような差別とどう闘うかという歴史でもあつた。現業闘争は産別闘争の軸であり、自治体労働を支えてきた。だからこそ敵の集中砲火を浴びたのである。また事務部門や看護婦、保母などからいえば、都市清掃部門を除けば「少数派」であり、職場段階でそれを包み、支えることができず、結果的にはその切り捨てを許している面もあるのである。そして、ますます少数化した現業部門は、職場がなくなると

危機感におおわれ、今、次の標的として、事務部門、看護婦や保母などの専門職部門が狙われている。

このような時、「本工」の闘いの強化、団結の強化は当然のことであるが、重層的ともいえる差別の現状を放置した中で果たして、前進できるのであるか。たとえば、賃金闘争を例にとっても「昔」は、春闘相場を公務員賃金に反映し、地域の民間労働者、下請け、未組織労働者の賃金・労働条件に反映してきたと主張してきたし、そうであったろう。だからこそ七〇年代当初、自治労は本格的に春闘の戦列に加わってきたのである。

しかし、大震災で二重三重ともいえる雇用構造、差別社会の実態を目の当たりにした時、それは、「本工」組織労働者の強弁であることを痛烈に感じさせられたのである。否、総評解体の過程は、一方で春闘解体の過程であったわけで、ますます産業別、企業別、規模別、そして地域別格差が広がり、その中でより企業内化していく労働組合運動の賃上げは、要するに競争賃金であり、企業内でも差別賃金が体系化し、多くの中小・未組織の低賃金労働者の上に成り立つものである。これは自治体労働者も同じである。

九七賃金確定闘争はヤマを越えたが、そこに見られる特徴は何か。第一は企業内で見ると、一時金における成績主義の導入には歯止めはかかったとはいえ、能力主義賃金の徹底であり、差別の拡大である。

教訓・その二 第二は、いわゆる財政規模による規模別格差の拡大である。財政赤字を利用して人勧が値切られる自治体もできた。これほど支払能力による攻撃が本格化したのは七四―七五年当時の人件費攻撃以来である。もちろん政府の施策（攻撃）による人勧凍結、値切りはあったが、これは全国一斉であった。

教訓・その三 第三はヤマカラ攻撃の徹底である。市民オンブズマンによる追及、内部告発等々様々であるが、労働組合や労働者が賃金闘争、あるいは反合理化闘争の結果、合理化を受け入れる見返り（条件）として、長年かかってかちとってきた手当や労使慣行（権利）が奪われているのである。そしてそれがいとも簡単に（こう言う労働組幹部の皆さんは怒るかもしれない、残すために実は様々に苦労している）、抵抗もなくやられている。なぜか、慣行であり「突出」しているからである。すなわち職場闘争の結果かちとつたものが統一闘争として全体の条件となっていないのである。行政改革という一大思想攻撃で公務員労働者が分断され、連合の下で統一闘争が後退し、それぞれが「孤立」しているからでもある。

またじつは多くの非正規労働者の存在がある。すなわち、職場には「本工」だけではなく、様々な関連労働者が存在し、相互の団結、連帯がないのである。企業内反合理化闘争の反動である。

話は少しそれるが、ヤミ・カラ攻撃に関連して「談合」の糾弾がある。公開入札、公明正大な競争入札をやれ、と。公共事業に伴うゼネコン規制、「政・財・官癒着」を断ち切る運動である。

しかし、自治体には様々な民間会社が入っている。病院医事業務の会社の例は出したが、庁舎清掃から庁舎管理まで様々である。大会社もあるが、中小零細の会社も多い。そこに労働組合ができると当然、労働条件はよくなるが、それは必然的に会社経営、利潤を圧迫し、委託料に跳ね返る。これで競争入札をやられると、自治体との契約ができなくなる可

能性を秘めている。委託替えである。これは住民の要求を逆手にとった当局の労働組合つぶしである。すでにこのような例が出てきているのである。

(自治体労働運動研究会・つづく)

「改革」の現状と我々の教育要求

——橋本「教育改革」との対決を(下)——

前号(第七〇二号)で、中教審の「心の教育のあり方」中間報告に対する批判という形で、日本における教育危機の現象が急速にアメリカ化していること、その背景が規制緩和路線にあることを指摘した。そして、日本の教育改革は、アメリカのように、すべてを経験してから後戻りすることになるのか、それとも、危機の深化に歯止めをかけ、すべての子どもたちの学習権保障を前進させる方向に転ずることができるのか、その岐路に立っていること。その際、日本の労働者と子どもたちは、どのような根拠にたつて、どのような教育制度を求めようとするのか、どう闘うのかが問われていると述べた。

そこで本号では、教育改革の現状と問題点をあらためて概観し、われわれ労働者の側の教育改革要求はどうあるべきかについて具体的に考えてみたい。

目白押し教育改革悪案

「橋本六大改革」は、財政構造改革法の改正問題が示すように、すでに破綻している。しかし、堅持されている路線がある。福祉・労働・教育の三分野における規制緩和と公的保障体系の解体、商品化、「自己責任」による選択への転換である。行革・規制緩和が勤労国民に何をもたらすかという基本方向については何の変化もない。

規制緩和を基調とする橋本教育改革の現時点での到達点(実施済みのもの、検討中のもの)は何か。本誌でもすでにとりあげてきたが、あらためて整理すれば次の五項目になるだろう。

すなわち、①教育に対する公的支出の徹底的削減・受益者負担の強化(教職員定数改善計画の凍結、義務教育国庫負担制度の見直し、授業料値上げ、給食等の民営化、幼・保共有化・統廃合、公立高校統廃合など)、

②弾力化・規制緩和による自由競争化(義務教育の学区の広域化、学校設置基準・設置権限、学級編成基準・認可制度の弾力化、飛び級の導入など)、

③教育制度の複線化(高校教育を普通高校、総合学科高校、専門高校に再編成、「特色ある高校づくり」と学科構成の改編、ボランティア体験・企業実習などを含む単位認定の弾力化、中高一貫教育校、大学学部教育の多様化との連携など)、

④「民間活力」の導入、産業提携の強化、教育産業としての再編(科目、講座の企業委託、生徒・教師の企業派遣、企業との共同研究、教員養成の官民協力、企業立高校、教育機器・施設・設備の受注の集中化など)、

⑤教員対策・教委制度(教員養成カリキュラムに介護体験の義務づけ、教育実習期間の延長、教員任期制度の導入、企業派遣研修、学長・校長の権限強化、業務給への転換と選択定年制の導入、雇用形態の多様化、「指導力不足教員」の免職制度の導入など)であ

る。

これらがすべてではない。きわめて要約的に特徴的な事項だけを列記したが、これらの事項に示されている教育改革の方向は、第一に、小学校段階からの差別と選別の徹底的強化である。六年制中等学校が設けられることと、スキップ（飛び級）が導入されることを考慮すれば、十七歳で高校失業、二十歳で大学を卒業するエリートコースもできる。すでに、高校二年で大学に早期入学する制度（理科・数学）も本格化しようとしている。六年制中等学校が受験競争を緩和するという主張があるが、そんなことはない。各県に二〜三校設置して、全県一学区で広域募集するのであるから、どういう状況になるかは明らかではないか。

本質は「教育」の商品化

さらに、橋本教育改革は受益者負担の急増をまねいている。消費税率引き上げの影響による教材費の値上げだけではない。授業料、入学金、給食費、通学費などが急騰している。さまざまな教育機器の導入も関連支出を増加させている。

すでに、幼稚園から高校まで、すべてを公立学校ですごしても、基本教育費（授業料、教材費、給食費、通学費など）が六百万円を超える時代になった。二十一世紀には確実に一千万円を超えるだろう。進学率が九七％になっている高校までの教育を我が子に保障するために、あなたは一千万円の教育費を用意できるか。私学なら一千万円である。加えて、大学にチャレンジするなら、倍額を覚悟しなければならない。

中教審や日経連は、こうした改革路線を「自己責任」「自由と選択」「個性尊重」「自己啓発」「自らチャレンジする能力開発」と、さまざまな言辭を創出して国民を説得しようとしている。

だまされてはいけない。資本が意図するところは、メガコンペティション時代の国家再編をすすめるために、労働・福祉・教育を「コスト」の論理で商品化することである。働き方も、老後のすごし方も、受ける教育のメニューも、セブン・イレブンの商品棚に並べられた商品と同じものだ。いちばんいいものを買いたい、金がなければ我慢するしかない。医療も介護も教育も、費用を支払わなければ購入できない。費用支払い能力によって受けられるサービスにちがいが生ずる。費用の支払いができない者にはペナルティーもある。

教育における平等・公正の原理は徹底的に破壊される。むき出しの競争原理がはびこる。教育は「教育産業」として資本の利潤対象に組みこまれる。競争にやぶれた者、教育を受けられない者があっても、もはや公的な責任は問われない。すべて「自己責任」なのだから。この教育におけるレッセフェール、弱肉強食の論理は、社会的階層分化をもいっそう促す。だから、労働政策とも一体的な関係にもある。

労働者も階層化

周知のとおり、日経連は「新時代の日本的経営」において、今後の雇用形態について①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型の三種類として示した。現在すすめられている教育改革との関連でみると、六年制中等学校を経て国公立四年制大学を

卒業した者、私学エリート校卒業生が第一類型をめぐすことになるだろう。総合学科高校や専門高校の上位グループが第二類型を占め、中下位グループが第三類型を占め、この第三類型が雇用者の圧倒的多数派となるのであろう。大雑把な類型分けはこうなるが、低位の階層からの脱却をめざす上昇志向の努力もおこなわれるし、上位グループからドロップアウトする者も出る。脱落者を受け入れるメニューは豊富であり、そのための多様化政策である。自由な選択と自己責任がすべてである。

学校を卒業すると、これからは、雇用の形態についても選択をしなければならぬ。終身雇用グループは少数となる。これまでは年功賃金と終身雇用が前提であったから、入職時の契約がしつかりしていれば、あとは、ほどほどの努力と会社への忠誠、協調のもとで年ごとに何がしかの上昇を期待して、定年後の生活設計をゆつくり考えればよかった。労働組合も入職と同時に全員加入で、労働者に対する保護的役割をそれなりに果たした。

しかし、これからはそうはいかない。これまでも働く者の諸権利と団結破壊の先取りを周到にすすめてきた資本の側が、政治の総翼賛化と労働運動の体制内化のもとで、労働法制の全面改悪に成功し、労働者を収奪する巨大な自由権を掌中にしようとしている。労働法の改悪によってもたらされる解雇の自由化、労資対等原則の崩壊、「口入れ稼業」の公認、ただ働きの奨励、労働者のレンタル化、そして団結（組合）破壊という事態は、労働者をばらばらにして、競争激化と無権利状態をいっそう深刻にし、労働者も個別対応を余儀なくされるケースが増えるだろう。そうした事態に歯止めをかけるためにも、地域ユニオン運動をはじめとする新たな組織づくりが必要となっている。

労働対策と教育政策は一体

こうした雇用政策の転換は、つねに教育政策へのフィードバックを繰り返し、教育政策の転換を求める。これまで何度も展開された教育の多様化政策はつねに資本の側の要求を反映していた。だから、日経連の「新時代の日本の経営」も教育政策と雇用の関係を主張の柱に位置づけている。

病理現象をいっそう深めている日本の教育の現状をどのように改めるべきかを論ずる時に、「心の教育の在り方」や教育制度論だけですすめるわけにいかない。

神戸事件を契機にして教育関係審議会や調査研究協力者会議などが一様に強調している「弱い者をいじめめることは人間として絶対許されないと強い認識にたつこと」「子ども心にゆとりを」「人間としての尊厳とやさしさの回復を」などの提言が、どのような政治・経済・社会環境の中で可能になるのかをこそ集中的に論議すべきなのである。「よい教育のうしろにはよい政治がある」という言葉は万国共通である。

このことを前提にした上で、それでもなお、教育の現状をあらためるために、私たち労働者が資本や政府に要求すべき当面の政策課題を次に列記する。

我々が求める教育改革

事態がここまでくると、あらためて、教育って何？、学校って何するところ？と問い直したくもなる。社会保障、労働、教育が巨大なリストラに直面している状況のもとで、教育改革について、いま我々は何を主張すべきか。

(一) 教育に公正・平等の原理の回復を！ 本誌の読者には、「シヤカに説法」となるが、かつて少数の特権階級が占有していた学校教育は、大衆が読み書きを自分達の子どもに教えるという生活要求から出発して、自ら教育機関をつくるたたかひの中で公教育機関の拡大をかちとってきた。そして近代以降、人権思想の発達にともなうて、教育は人間の、人間的な成長・発達をうながす意図のないとなみとして、すべての者に保障されるべきものとされ、すべての者に共通の教育制度がしだいに発達してきた。すべての人は、その発達の各段階において、人間として生きるための学習を十分におこなう権利と機会が与えられなければならない。だから、学校教育をめぐる論議の歴史は、教育における差別解消が中心課題であったし、同時に、使用者（資本）が労働者を物質的に収奪するばかりでなく、人間社会に蓄積された文化遺産を学びとるいとなみについて労働者を差別する攻撃、また、使用者にとってつごうのいい思想だけを注入しようとする攻撃とのたかひであった。

分かりきったことを述べたのは、教育の機会は、競争心によつてかちとるものではないということも言いたいからである。万人に開かれた公的な制度として、人間の生存権の本質を形成するものとして、公正・平等の理念を具現したものととして保障されなければならぬ。

教育における規制緩和・「レッセフェール」が何をもたらすかは、アメリカを見れば歴然としている。アメリカのまねをやめるべきだ。

教育改革を論ずる場合に、「教育における競争と差別の排除」という原点に立ち戻つて、いますすめられている「改革」の一つひとつを見直してみる必要がある。「競争と差別の排除」という基本の幹がしっかりと確立された上で、子どもの個性に応じた選択肢が、軌道修正や後戻りがいつでも可能なシステムで用意される必要がある。多様化を基本の幹にして、早期から子どもを選別し、後戻りのできない袋小路に追いこむような「複線コース」をやめるべきである。

(二) 学校に自由の風を！ 日本の学校は、外界から遮断した塀の中だけに通用する制服と校則、「厳粛」さを求める行事、学校の中だけで通用する道徳律のもとで運営されている。教師も学習指導要領や管理規則で拘束されている。

この閉塞的な学校社会を風通しよくする必要がある。そのためにまず、子どもたちを解放つことである。制服や校則を廃止し、学校における学習活動や「規律」のあり方、学校行事などについて子どもたちに大胆にゆだねてみるとよい。子どもたちにかかせることで、自治活動の再生を上げまし、自立を促すべきである。「子どもの権利条約」が示している「意見表明権」の保障が手がかりになる。そして、子どもだけでなく、保護者の学校運営への「口出し」と参加も積極的に働きかけるべきだ。教師・子ども・保護者が学校と教育に共同の責任をもつことを追求すべきだ。学校と教師だけが責任を負う体制を見直した方がいい。そして教師たちも、自由な教育活動はもちろんのこと、年休をきちんと取ること、五時になったらさっさと帰ること、残業を持ち帰らないこと、部活指導も時間内にほどほどこすることなど、腹をくくつた対応をすべきである。命をちぢめるまでやる必要はまったくない。外の世界から学校だけを隔離して防衛しようなどと思いがらないう方がよい。

(三) 規制と基準 たとえば、学校設置基準や教職員配置基準を地方自治体にまかせれば、

地方の財政政力の格差がそのまま教育条件の格差としてあらわれるだろう。義務教育国庫負担制度も同様である。小学校の校医の弾力化は、義務教育の地域主義を解体し、中教審中間報告「心の教育のあり方」が言う地域における「異年齢集団での切磋琢磨する機会」とも矛盾する。私学助成や各種の国庫助成を地方や保護者に転嫁すれば、これも教育条件それ自体をいっそう多様化するだろう。

これらの事項は「規制」ではない。国民の教育権を保障し、学校教育に不可欠な公正・平等な教育条件を確保するための「基準」であり、別の言葉で言えば、国が負うべき責任である。何もかも「規制緩和」の中にひとくくりにして、地方自治体や学校の自主的裁量が生かされるような宣伝の誤りをきびしく批判しなければならぬ。

一方、文部省が長年にわたって主張してきた学習指導要領の「法的拘束性」と、それにもとづく教育課程編成、「国旗・国歌」の強制、教科書検定制などこそ、権力的な「規制」・教育への権力の介入の典型であって、全面的に自由化すべき事項である。

教育における「規制緩和」問題について、実態と理念の両面からの分析・批判を強化しなければならぬ。

(四) 三つの緊急課題 ①教員を大幅に増やせ。―政府は先頃発表した景気浮揚策の中で「心の教育相談員」を配置する経費二八億円を計上したが、OBと空き教室の活用であり、いかにもケチケチのやり方ではないか。教職員定数改善の凍結を解除し、現役教師の大幅増加を措置すべきである。

②クラスサイズの縮小を大胆に進めることが必要である。野放図な規制緩和がもたらした教育荒廃を反省するクリントンは、十八人学級を提起している。一クラスの子どもの数を二十名にすれば、クラス担任はとりあえず一日一回はすべての子どもに声かけられるだろう。授業も目くばりができる。

③学校五日制の本格実施とも関連するが、教育課程の大幅縮小をはかるべきだ。量的にスリム化した必修科目の上に、自由選択制（早期から選別するコース制はだめ）を配置し、クラブ活動を社会教育に移行・分離すべきだ。

紙幅がつきたので、最後に二・三点つけ加えれば、①道徳教育や「体験学習」の押しつけが教師の多忙化をいっそう深刻にしているし、実効もあがっていない。全教科・領域の中での裁量にまかせ、科目としてはやめた方がいい。②地方教育行政の役人を大幅に削減し、地教委の機能を縮小すること。③教育分野（学校と教育行政）における全面的な情報公開をはかること。④これらの改革の当面のゴールに文部省の廃止を位置づけることである。

（横堀 正一 前千葉高教組委員長）

大量失業時代の始まり

大量失業時代到来の足音が高く、強く轟（とどろ）き始めた。失業者数二百七十七万人、失業率三・九%に、「四%台は必至」との労働省調査である。労働省幹部ですら「大きく動いた」と戸惑いを隠そうともしない。それだけ衝撃が大きかったのであろう。失業率増大の背景と本質は何か。

第一、製造業における就業労働者の減少はすでに予測済み。国内生産の過剰化、工場の海外移転・海外生産比率の急激な高まりで、九一―九七年の間に一〇八万人以上の労働者が職を追われているからである。不況がそれに拍車をかけた。企業倒産、百貨店・スーパーの売上高は減少の一途で、今や歯止めがきかない有様だ。まず産業構造、消費構造上の大きな変化である。

第二、バブル時代、製造業は営業外収入に現(うつつ)を抜かした。いわゆる財テクである。そのつけが本業を圧迫し、際限なき人減らしに向かわざるをえなくなった。三月期決算に明らかだが、各社とも営業利益は増大している。しかし、経常利益は赤字という事実である。

第三、大競争戦に備えるさまざまな合理化策の進展だ。日経連が唱え、これを全面的に政府が支援する「新しい日本の経営」がそれだ。本工はどんどん減らされる。パート、派遣、臨時工がふやされる。彼らはすべて有期雇用を前提に採用されるのだから、景気動向、企業の経営動向で使い捨てられる。雇用構造の変化である。

第四、これから深刻なのは商業・サービス・金融等、これまで製造業に比し国際競争戦にさらされてこなかった業種の首切りが加速化することだ。『東洋経済』三月二八日号と四月一八日号は、「二十一銀行の合理化策」、「リストラに踏み切った百一社の大合理化計画」の一覧表をのせている。どこもこれからの二年間に一〇―二〇%の人員削減を計画中というものだ。東洋経済がのせている企業はどこも「生き残り」可能な大企業ばかり。たとえば銀行を例にとれば、都銀九行、信託銀行七行、長信銀三行以外に地銀六四行、第二地銀六四行、信用組合・信用金庫二四五行ある。これから都銀にせよ東京三菱、住友、三和を中心に生保、証券をもふくむ集中合併が進む。地銀以下の銀行、とりわけ第二地銀、信金、信組は明日をも知れぬ状況になることは必至。合同、合併劇が進行し、失業への恐怖はふえつつける。

第五、さらに深刻なのは建設業界だ。彼らの事業主体は公共事業。その公共事業も経済拡大の力を喪失した。瀬戸内海に三本の巨大架橋をかけて経済波及力が生まれようか、北海道、九州、さらに北陸・信越新幹線建設で新たな需要が生まれようか。住宅はすでに過剰、人口は減少の一途をたどる。今、注目の首都機能の地方分散化も、それが実現するだろう三〇年後には、日本の人口は一億人に減ずる。こうして、約七百万人を雇用する建設業は整理とうたの荒波に飲み込まれる。ちなみに、同業界はバブル崩壊以降、九一年六〇四万人であった就業者を九七年には六八五万人にふやし、製造業で首切られた労働者の受け皿となった。しかし、九八年二月には六六九万人となった。さらに今後三年間で六九万人減少するとの予測は現実味をもっている。

第六、統計上はでてこないが、失業者を一番ふやしているのが小零細企業の倒産と店じまいであろう。小零細企業主の会話は、〇〇さんが倒産した、××さんは自殺、△△さんは自主廃業等々と暗い話ばかり。かつて〇〇銀座ともてはやされた商店街は今閑古鳥が鳴いている。コンビニにくら替えした小店主も今生き残り競争のまっただ中におかれている。第七、賃金は減り、父ちゃんに失業への不安が増大する。専業主婦が働かざるをえなくなる。彼女たちはこれまで統計にはでなかった。しかし生きるために職安に日参せざるをえない。

第八、年金が切り下げられる。六〇〜六五歳でゆうゆうと余生を楽しめる人は少ない。彼らも職を求める。

第九、若者は自由な生活を楽しめた。「ぼくはフリーター」と。これまで彼らは年金生活者の職種を奪いつづけた。今、彼らと年金生活者が職の奪い合いという仁義なき局面に突入している。それが一五〜二四歳、さらには六〇〜六五歳の失業率十%超の意味である。こうして、どこからみても失業者はふえつづける。いよいよ大量失業時代の到来である。

(労働運動研究班)

神戸地裁で完全勝利決定を勝ち取る

—武庫川ユニオンプロパンガス保安協会分会—

裁判所のいきな計らい

規制緩和を口実に昨年三月末をもって財団法人兵庫県プロパンガス保安協会を解雇され、地位保全を求めて神戸地裁に仮処分申請していた武庫川ユニオン組合員五名に完全勝利の決定が出された。知らせが届いたのが第69回メーデー当日であり、神戸地裁も粋な計らいをしてくれたと感謝している。

決定書の内容は、主文「1、債権者らが債務者に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に確認する。2、債務者は債権者らに対し、平成九年四月一日以降本案の第一審判決言渡しに至るまで、毎月二〇日限り別紙平均賃金表記載(省略)の各金額の割合による金員を仮に支払え。3、申し立て費用は債務者の負担とする」

争点を「1、保安業務の廃止は事前協議約款違反にいう事前協議事項に当たるか。当たるとして事前協議違反が本件解雇を無効とするか。2、保安業務の全面廃止に合理性があるか。3、保安業務の廃止は、債権者らの組合活動を嫌悪したが故に行われたものか。」とし、1については、業務廃止は事前協議事項と解するのが相当ではあるが、企業が業務の廃止することは原則として自由であり、事前協議約款違反をもって解雇無効とはいえない。2については、業務廃止を決定する前に、希望退職などの合理化策や調査料の値上げを含めた解雇回避する努力がみられないとし、業務を全廃する合理性を見いだすことは困難としたうえで、3の争点について、平成八年七月に一転して業務廃止の方向に転換している。この方向転換を決定付ける重大な事情が発生したと解さざるをえず、約六〇〇〇万円の支出を余儀なくされたことであったと解するのが相当である。本件解雇は組合活動を嫌悪するが故に行った不当労働行為であると解するのが相当である、と明確な判断を下した。この内容は、私たちの主張をほぼ完全に認めたものと言える。

仲間の支援に感謝し、完全勝利の日まで闘い抜く

解雇され闘い続けるということがいかに困難であるかを思い知った一年だった。病気になるっても病院に行くのも躊躇せざるをえなかった。雇用保険の仮給付が切れて以降は、ラーメンなどの物資販売で少しばかりの生活費の補助をしていたとはいえ、とても足りず頭金の取崩しと借金での生活となっていた。家庭内でのトラブルもたえなかった。あと一か月、あと三か月と励ましあいながら闘い続けてきた。

協会は組合活動を嫌悪し、組合をつぶすために、組合員だけでなく一〇三名もの雇用の場を奪った。規制緩和を絶好の追い風として業務廃止なら不当労働行為に問われたいと思知恵を働かせたのだろう。その結果として、一〇三名の従業員は生活の場を奪われ、組合員は家族を巻き込み苦闘を強いられた。働く者の雇用があまりにも軽く扱われた。

そして神戸地裁から不当労働行為と認められた協会の行為に、財団法人を管轄する兵庫県は何一つ指導をしなかった。そればかりか協会擁護の発言を繰り返した。兵庫県にも反省を求めていかねばならない。

組合員、そして不本意ながら脱退していった元組合員、そして自ら退職していかざるをえなかった元従業員の怒りを受けとめ、協会に雇用責任をとらせ、完全勝利を勝ち取るまでこれからも全力で闘い抜きたい。

今日まで私たちの闘いを支援してくれた仲間から感謝したい。すべての闘いがそうであるように働く仲間の支援がなければ闘い続けることはできなかった。心からのお礼を述べ勝利の報告としたい。

(武庫川ユニオン書記長 小西 純一郎)

労働運動再生への集いにご参加を！

第五回地域労働運動全国交流集会

労働運動関係者に必要なことは何か。イデオロギー、対人関係、これまでのいきがかり、俗物根性を捨て、日本労働運動再生に力を合わせることである。労働運動の分野でも大企業労組、中小労組、地域労組、さらには争議組合等、じつにさまざまだ。しかし、志は同じ。この原点にもどろうではないか。

大きな影響力をまだもっていないが、私たちの初心を体现するのが、故岩井章氏が「労働運動研究センター」から発展させた「平和運動と地域共闘の前進をめざす全国連絡会」だ。この組織が中心となり五月三〇日から二日間、「第五回地域労働運動全国交流会」を開く。

統一テーマ「地域労働者の強力な拠り所をつくらう」のもと、二つの講演(1)労働相談センターづくりの経験・現状そして問題提起、(2)労働者がかかえる諸問題とユニオン運動と題し、鶴飼良昭氏(日本労働弁護団前幹事長)、高井晃氏(コミユニティーユニオン全国ネットワーク事務局長)、ひきつづき(1)地区労働運動の強化・発展、(2)新しい地域労働運動の前進、(3)護憲・平和と地域労働運動の三つのテーマで分科会がおこなわれる。

この集会の主催者の一人であるK氏は肺炎による後遺症のもと、集会の成功に全力をつくしていらっしやる。日程は下記のとおり。一人でも多くの読者が参加され、K氏を激励して下さることを心から期待したい。とりわけ二つの講演は労働者の主体的・客観的状況、さらに運動の最前線を伝えてくれるだろうことは百パーセント確実で、勇気を与えてくれるはずだ。ぜひご参加を！

日時・五月三〇日(土) 十三時三〇分～五月三一日(日) 午後十二時まで

場所・日本青年館(東京・千駄ヶ谷)

◇ 読者からのおたより ◇

灰原さんがんばって！ 総会にも元気な姿をみせていた灰原茂雄さんが、四月七日満八四歳の誕生日を迎えます。当日、国労東京新幹線の党員七名で自宅への激励に行くことになっています。いつでもでも元気で頑張つて欲しいものです。

(静岡・W)

村田雅威さんの想い 六九七号とその前の村田雅威さんのドイツからの通信は非常に懐かしく読みました。嬉しかったのは八九年四月DDRを訪問した時、社会主義思想を堅持して通訳してくれた当時の思想と全く同じであったことです。私は最後(欧州)の社会主義を手でさわつて来ましたが、人類の目指す資本主義の後の社会は「社会主義社会」だと確信して帰り、社会主義が崩れた時、また戦略戦術を変えて社会主義を建設すると確信しているからです。ソ連、東欧、特にドイツ社会主義の教訓は必ず歴史に生かされると確信します。村田さんが、旧東独の資本主義の矛盾とそれに立ち向かう勢力の闘いを今後も報告されるようお願いいたします。

(大牟田・H)

蓮如と本願寺展 すっかり初夏の気候となっています。京都府知事選やつと終わり、六月六日に滋賀の党準備会が中心になっての小森さん集会の準備です。知事選は二四年ぶりの四割台の得票で大評価、昨年の「報告集会」、新社は破格の扱いでした。京都国立博物館での「蓮如と本願寺」展はすこかったですよ。

(しが・M)

編集部より 精力的な活動に敬意、また敬意。東京でも展覧会が目白押し。あなたに見習わなくつちや。

ビデオ「背面監視」JRペンディング職場からの告発 このビデオは、東京駅高架下にある「東京第一ペンディング」で、九七年に行われた「背面監視」の実態を克明に追った作品である。国鉄が分割民営化されJR発足と同時に設置されたペンディング職場。このペンディング職場とは一体何なのか。そしてパッチ処分に代表され不当労働行為の数々。その究極ともいえる「背面監視」。ビデオブレスの制作で完成したビデオ「背面監視」JRペンディングからの告発」は、そうした分割民営化の本質・原点がよく表現されている。我々自身がややもすると、忘れてしまうこの本質・原点の重要さを改めて知らされる。このビデオは、そうした意味でもなるべく多くの労働者に見てもらいたいし、JRの実態と我々のささやかな抵抗が、このビデオを見た仲間、ほんの少しでも労働者として何かを感じてもらえればと思う。販売の拡大よろしく！

(国労・K)

資料送ります 全通S分会の仲間の作品です。参考までにおくりまします。知床も例年より早い桜の開花となりました。職場・社会はきびしくなるばかりですが、その分階級対立もハッキリ見えやすくなつてきています。「うばわれ続けている実態」を題材に、資本主義社会では人間らしく生きつづけることができないうんだ、ということも一人でも多くの仲間にもひろめていきたいと思ひます。そんな通信となるよう、これからも期待しています。

(郵政労働者・S)

「元気な人」になりましたよ！ 新聞を読んでいると「なぜあの人はいつも元気なのか」という本の紹介が載っていました。元気な人には四つの特徴があるそうです。①元気な人は、本人だけでなく、まわりの人まで元気にすること、②元気な人は、気持ちの切り替えが早いこと、③元気な人は、新しいものを創り出すということ、④元気な人は、仕事を楽しんでいっていること、自分を元気にできる人は、何をやってもうまくいくそうです。どれか一つでも得意なところから始めて、前向きに生きて、人生を楽しく過ごしましょう。

(京都・C)

不退職の決意で一ヶ月の座り込み 東京地裁民事十一部の示した「判決日」五月二十八日が近付く。この日は、東京地裁を渦のように取り巻き、国労組合員が座り込んで待機する。「判決」は、一年間の苦闘の思いを織り込んだものでなければならぬ。国労は「勝利判決」を取つたその足で、国会請願の昼デモを配置し、運輸省・労働省要請、与野党への要請を行い、同時にこれまで解決を妨害し続けてきた最大勢力・JR東日本本社に、堂々と正面から「JRに使用者責任あり」の判決を掲げ迫る。

また、道内でもJR北海道本社前で一〇〇名の闘争団員、家族が五月二十八日から一ヶ月間、不退職の決意で座り込む。炊き出しテントを設営し、JRを交渉の場に引きずり出すまで動かぬ構え。必ず勝ち抜く！ 十一年の思いを、総決算させる闘いに集中しよう！

(名寄闘争団)

編集部より 今日(五月十三日)、五月二十八日の民事十一部の判決につづき、同日三十分遅れで民事十九部の判決が出されると連絡を受けました。いよいよですね。